

## 改正労働者派遣法に基づくマージン率の公開

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主は、マージン率を公開することが義務付けられました。

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

対象期間	平成 30 年 11 月 1 日～R1 年 10 月 31 日
派遣労働者数	122
派遣先事業所数	34
派遣料金の平均額	29,450（1 日 8 時間当たり）
派遣労働者の賃金の平均額	19,584（1 日 8 時間当たり）
マージン率	33.4% ※マージンには派遣元事業者として会社負担する健康保険・厚生年金等の社会保険料、有給休暇費用、健康診断等の福利厚生費、社内外の研修や研修室勤務等の費用、会社運営経費等が含まれています。
教育訓練に関する事項	ビジネススキル研修 IT スキル研修 個人情報保護に関する研修
福利厚生に関する事項	年次有給休暇・慶弔休暇 定期健康診断 関東 IT ソフトウェア健康保険組合の福利厚生施設の利用やその他サービスが受けられます。